

◆身体障害者障害程度等級表

身体障害者障害程度等級表		1級	2級	3級	
視覚障害		視力の良い方の目の視力（万国式視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ）が0.01以下のもの	1. 視力の良い方の目の視力が0.02以上0.03以下のもの 2. 視力の良い方の目の視力が0.04かつ他方の目の視力が手動弁以下のもの 3. 周辺視野角度（1/4視標による。以下同じ。）の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度（1/2視標による。以下同じ。）が28度以下のもの 4. 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの	1. 視力の良い方の目の視力が0.04以上0.07以下のもの（2級の2に該当するものを除く） 2. 視力の良い方の目の視力が0.08かつ他方の目の視力が手動弁以下のもの 3. 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度が56度以下のもの 4. 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの	
の平聴 障衡覚 害機又 能は	聴覚障害	—	両耳の聴力レベルがそれぞれ100デシベル以上のもの（両耳全ろう）	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの（耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの）	
	平衡機能障害	—	—	平衡機能の極めて著しい障害	
音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害		—	—	音声機能、言語機能又はそしゃく機能の喪失	
肢体不自由	上肢	1. 両上肢の機能を全廃したものの 2. 両上肢を手関節以上で欠くもの	1. 両上肢の機能の著しい障害 2. 両上肢のすべての指を欠くもの 3. 1上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの 4. 1上肢の機能を全廃したものの	1. 両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 2. 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したものの 3. 1上肢の機能の著しい障害 4. 1上肢のすべての指を欠くもの 5. 1上肢のすべての指の機能を全廃したものの	
	下肢	1. 両下肢の機能を全廃したものの 2. 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの	1. 両下肢の機能の著しい障害 2. 両下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの	1. 両下肢をショパ関節以上で欠くもの 2. 1下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの 3. 1下肢の機能を全廃したものの	
	体幹	体幹の機能障害により坐っていることができないもの	1. 体幹の機能障害により坐位又は起立位を保つことが困難なもの 2. 体幹の機能障害により立ち上がることが困難なもの	体幹の機能障害により歩行が困難なもの	
	運 脳 の 乳 動 病 非 幼 機 変 進 児 能 に 行 期 障 よ 性 以 害 る の 前	上肢機能	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの
	移動機能	不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの	不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの	
臓 腸 心 の 機 小 能 腸、 の ヒ じ ト ン 免 免 疫 疫 不 不 全 全 呼 呼 吸 吸 器 器 又 又 は は ほ ぼ う う こ う 免 免 疫 疫 若 若 し 若 く 若 く は は 直 直 腸 腸 肝	心臓機能障害	心臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	—	心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	
	じん臓機能障害	じん臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	—	じん臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	
	呼吸器機能障害	呼吸器の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	—	呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	
	ぼうこう又は直腸の機能障害	ぼうこう又は直腸の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	—	ぼうこう又は直腸の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	
	小腸機能障害	小腸の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	—	小腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活がほとんど不可能なもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が極度に制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。）	
	肝機能障害	肝臓の機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く）	

身体障害者障害程度等級表		4級	5級
視覚障害		1. 視力の良い方の眼の視力が0.08以上0.1以下のもの（3級の2に該当するものを除く。） 2. 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下のもの 3. 両眼開放視認点数が70点以下のもの	1. 視力の良い方の眼の視力が0.2かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの 2. 両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの 3. 両眼中心視野角度が56度以下のもの 4. 両眼開放視認点数が70点を超えかつ100点以下のもの 5. 両眼中心視野視認点数が40点以下のもの
聴覚の又は平衡	聴覚障害	1. 両耳の聴力レベルが80デシベル以上のもの（耳介に接しなければ話声を理解し得ないもの） 2. 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50パーセント以下のもの	—
	平衡機能障害	—	平衡機能の著しい障害
音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害		音声機能、言語機能又はそしゃく機能の著しい障害	—
肢体不自由	上肢	1. 両上肢のおや指を欠くもの 2. 両上肢のおや指の機能を全廃したもの 3. 1上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか1関節の機能を全廃したもの 4. 1上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 5. 1上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 6. おや指又はひとさし指を含めて1上肢の3指を欠くもの 7. おや指又はひとさし指を含めて1上肢の3指の機能を全廃したもの 8. おや指又はひとさし指を含めて1上肢の4指の機能の著しい障害	1. 両上肢のおや指の機能の著しい障害 2. 1上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか1関節の機能の著しい障害 3. 1上肢のおや指を欠くもの 4. 1上肢のおや指の機能を全廃したもの 5. 1上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障害 6. おや指又はひとさし指を含めて1上肢の3指の機能の著しい障害
	下肢	1. 両下肢のすべての指を欠くもの 2. 両下肢のすべての指の機能を全廃したもの 3. 1下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの 4. 1下肢の機能の著しい障害 5. 1下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの 6. 1下肢が健側に比して10センチメートル以上又は健側の長さの10分の1以上短いもの	1. 1下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害 2. 1下肢の足関節の機能を全廃したもの 3. 1下肢が健側に比して5センチメートル以上又は健側の長さの15分の1以上短いもの
	体幹	—	体幹の機能の著しい障害
	運動機能	上肢機能 不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの 移動機能 不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障のあるもの 不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの
ス若心臓、よく、るはじん臓、若しくは、は肝臓の免疫機能又は能不全の障害	心臓機能障害	心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	—
	じん臓機能障害	じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	—
	呼吸器機能障害	呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	—
	ぼうこう又は直腸の機能障害	ぼうこう又は直腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	—
	小腸機能障害	小腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	—
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	—
	肝機能障害	肝臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	—

身体障害者障害程度等級表			6級	7級
視覚障害			視力の良い方の眼の視力が0.3以上0.6以下かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの	—
の聴 障 害 又 は 平 衡 機 能	聴覚障害		1. 両耳の聴カレベルが70デシベル以上のもの (40センチメートル以上の距離で発声された会話を理解し得ないもの) 2. 1側耳の聴カレベルが90デシベル以上、他側耳の聴カレベルが50デシベル以上のもの	—
	平衡機能障害		—	—
音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害			—	—
肢 体 不 自 由	上肢		1. 1上肢のおや指の機能の著しい障害 2. ひとさし指を含めて1上肢の2指を欠くもの 3. ひとさし指を含めて1上肢の2指の機能を全廃したもの	1. 1上肢の機能の軽度の障害 2. 1上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか1関節の機能の軽度の障害 3. 1上肢の手指の機能の軽度の障害 4. ひとさし指を含めて1上肢の2指の機能の著しい障害 5. 1上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの 6. 1上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したもの
	下肢		1. 1下肢をリスフラン関節以上で欠くもの 2. 1下肢の足関節の機能の著しい障害	1. 両下肢のすべての指の機能の著しい障害 2. 1下肢の機能の軽度の障害 3. 1下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか1関節の機能の軽度の障害 4. 1下肢のすべての指を欠くもの 5. 1下肢のすべての指の機能を全廃したもの 6. 1下肢が健側に比して3センチメートル以上又は健側の長さの20分の1以上短いもの
	体幹		—	—
	機に性前乳	上肢機能	不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの	上肢に不随意運動・失調等を有するもの
	能よのの幼	移動機能	不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの	下肢に不随意運動・失調等を有するもの
	障る脳非児	動変行以		
し ト ぼ 心 く 免 う 臓 は 疫 こ 、 肝 不 う じ 臓 全 若 ん の ウ し 臓 機 イ く 若 能 は し の ス 直 く 障 に 腸 は 害 よ 、 呼 る 小 吸 免 腸 器 疫 、 又 若 ヒ は	心臓機能障害		—	—
	じん臓機能障害		—	—
	呼吸器機能障害		—	—
	ぼうこう又は直腸の機能障害		—	—
	小腸機能障害		—	—
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		—	—
肝機能障害		—	—	
備考			<p>1.同一の等級について2つの重複する障害がある場合は、一級上の級とする。ただし、2つの重複する障害が特に本表中に指定せられているものは、該当等級とする。</p> <p>2.肢体不自由においては、7級に該当する障害が2以上重複する場合は、6級とする。</p> <p>3.異なる等級について2以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して当該等級より上の等級とすることができる。</p> <p>4.「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については、第一指骨間関節以上を欠くものをいう。</p> <p>5.「指の機能障害」とは、中指指節関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害をも含むものとする。</p> <p>6.上肢又は下肢欠損の断端の長さは、実用長（上腕においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの）をもって計測したものをいう。</p> <p>7.下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。</p>	

◆知的障害者の障害程度の判定

療育手帳・愛護手帳の判定（判定と交付：児童・障害者相談センター、児童相談所、知的障害者更生相談所）

障害の重さ	愛知県 (療育手帳)	名古屋市(愛護手帳)		その他の手帳 での表示例	判定の基準例
		障害程度	療育判定		
最重度	A	1	A	A1	IQが20以下のもの。
重度		2		A2	IQ35以下のもので上記A1に該当しないもの。又はIQ50以下で身体障害者福祉法に基づく障害等級の1～3級に該当するもので上記A1に該当しないもの。
中度	B	3	B	B1	IQ50以下のもので上記A1及びA2に該当しないもの。
軽度	C	4		B2	定義では、IQは70以下だが、愛護手帳の交付対象は、IQ75以下のもので上記A1,A2及びB1に該当しないもの。

*手帳の申請：市町村役場 手帳の更新期間：年齢や状態により2年～無期

定義	知的機能の障害が発達期（概ね18歳まで）に現れ、日常生活に支障が生じているため何らかの特別の援助を必要とする状態にあるもの。
条件	<ol style="list-style-type: none"> 1. 発達期（概ね18歳まで）に現れ、それが持続しているもの。 2. 知的機能が有意に平均より低いこと。（一般的にはIQ＝知能指数70以下） 3. 日常生活において適応行動上の障害があること。（日常生活に支障が生じ、医療・福祉・教育・職業等で、特別の援助を必要とする状態にあること。） <p>※以上の3つ条件すべてを満たすことが必要。</p>
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・ ビネー式知能検査でのIQの計算式 $IQ（知能指数）＝MA（精神年齢）÷CA（生活年齢）×100$ ・ 障害程度の判定は、原則知能指数をもとにするが、児童相談所又は知的障害者更生相談所が日常生活能力を加味して総合的に評価する。 ・ 愛護手帳の障害程度が3度かつ身体障害者手帳1～3級の場合、療育判定は「A」になる。 ・ 知的障害の定義では、IQ（知能指数）は70以下だが、愛護手帳の交付対象はIQ（知能指数）75以下である。

◆精神障害者の範囲

精神障害者とは	<p>統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患を有する者をいう。（精神保健福祉法）</p> <p>統合失調症・てんかん・そううつ病の者及び精神保健福祉法の規定による精神障害者保健福祉手帳を所持する者であって、且つ「症状が安定し就労が可能な状態にある」者。（障害者雇用促進法）</p>
---------	---

精神障害者保健福祉手帳障害等級の判定基準（判定と発行：精神保健福祉センター）

1級	精神障害が日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの。この日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度とは、他人の援助を受けなければ、ほとんど自分の用を弁ずることができない程度のもの。
2級	精神障害の状態が、日常生活が著しい制限を受けるか、日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの。この日常生活で著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度とは、必ずしも他人の助けを借りる必要はないが、日常生活は困難な程度のもの。
3級	精神障害の状態が、日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの。

*手帳の申請：市町村役場 手帳の有効期間：2年間（更新可）等級区分は状態に応じ変更可能

◇除外率について

除外率制度とは

法定雇用障害者数の算定に際し、基礎となる常用労働者数の計算に当たり、障害者の就業が一般的に困難であると認められる一定の業種について、除外率に相当する労働者数を控除する制度です。
(障害者雇用促進法第43条)

除外率設定業種及び除外率一覧

令和5年4月現在

除外率設定業種	現行	除外率 令和7年4月～
非鉄金属製造業（非鉄金属第一次製錬・精製業を除く）/船舶製造・修理業、船用機関製造業/倉庫業/航空運輸業/国内電気通信業（電気通信回線設備を設置して行うものに限る。）	5%	
採石業、砂・砂利・玉石採取業/水運業/窯業原料用鉱物鉱業（耐火物・陶磁器・ガラス・セメント原料用に限る。）/その他の鉱業	10%	
非鉄金属第一次製錬・精製業/貨物運送取扱業（集配利用運送業を除く。）	15%	5%
建設業/鉄鋼業/道路貨物運送業/郵便業（信書便事業を含む。）	20%	10%
港湾運送業	25%	15%
鉄道業/医療業/高等教育機関（高等学校は含まない。）/介護老人保健施設（日本標準産業分類、細分類番号8542に該当するものに限る。）	30%	20%
林業（狩猟業を除く。）	35%	25%
金属鉱業/児童福祉事業	40%	30%
特別支援学校（専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く。）	45%	35%
石炭・亜炭鉱業	50%	40%
道路旅客運送業/小学校	55%	45%
幼稚園/幼保連携型認定子ども園	60%	50%
船員等による船舶運航等の事業	80%	70%

注1 除外率制度については、廃止に向けて段階的に縮小することとされています。**令和7年4月より除外率が10ポイント引き下げられます。**

注2 除外率は、事業所（本店、支店、工場、鉱山、事務所等のように一定場所において一つの経営組織として独立性をもった施設又は場所）を単位として適応。

2 障害者雇用納付金制度（障害者雇用促進法 第49条）

障害者雇用納付金制度とは

障害者の雇用に伴う事業主の経済的負担の調整を図るとともに、全体としての障害者の雇用水準を引き上げることを目的に、障害者雇用納付金（「納付金」）の徴収、障害者雇用調整金（「調整金」）、報奨金、各種の助成金の支給を行う制度です。

◆障害者雇用納付金制度の概要

障害者雇用納付金の徴収
1人当たり月額50,000円

独立行政法人
高齢・障害・求職者
雇用支援機構

障害者雇用調整金の支給

1人当たり月額27,000円

（令和5年度（令和6年度申請分）より月額29,000円）

常時雇用する労働者の総数が100人を超え、雇用障害者数が法定雇用障害者数を超過している事業主に対し、申請に基づき支給

報奨金の支給

1人当たり月額21,000円

常時雇用する労働者の総数が100人以下で、雇用障害者数が一定数を超過している事業主に対し、申請に基づき支給

在宅就業障害者特例調整金の支給

在宅就業障害者に仕事を発注した納付金申告事業主に対し、支払った業務の対価に応じた額を、申請に基づき支給

在宅就業障害者特例報奨金の支給

在宅就業障害者に仕事を発注した報奨金申請対象事業主に対し、支払った業務の対価に応じた額を、申請に基づき支給

特例給付金の支給

特定短時間労働者を雇用する事業主に対し、事業主の区分に応じた額を、申請に基づき支給

各種助成金の支給

障害者を雇い入れたり、雇いを継続するために職場環境の整備等を行う事業主に対し、申請に基づき費用の一部を助成

常時雇用する労働者の総数が100人を超える事業主は、

- 毎年度納付金の申告が必要
※法定雇用率を達成している場合も申告が必要です
- 雇用障害者数が法定雇用障害者数を下回っている場合は、申告とともに納付金の納付が必要

